

令和 7 年度 企業誘致に係る地下水利用可能量調査事業 企画提案仕様書

1 事業の名称

令和 7 年度 企業誘致に係る地下水利用可能量調査事業

2 業務目的

本県は、成田空港の更なる機能強化に合わせて、成田空港周辺地域（千葉県成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町の 9 市町）において、成田空港を核とした国際的な産業拠点の形成に向けて取り組んでいるところである。産業拠点の形成にあたっては、企業が立地を検討する上で重視する産業用の水の安定供給の見通しを示すことが不可欠となっている。

そこで、産業用の水として、「地下水」の活用を検討するため、空港周辺 9 市町内の地下水採取規制のない地域（以下、「調査対象地域」という。）（別添参照）において、地盤沈下等の障害を起こすことなく取水できる地下水利用可能量を調査し、持続可能な地下水の産業利用に向けた検討を行い、県に提言するとともに、県が企業等に情報提供するための広報資料素材を作成する。

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで

4 業務内容

（1）地下水利用可能量調査

①地下水賦存量の解析及び 3 次元的モデルの作成

地質、地形、気象情報（降水量、気温等）、水質、既存井などの情報を収集し、データベース化した上で、調査対象地域における地下水賦存量の 3 次元的モデルを作成する。

ア 留意事項

- ・ 3 次元的モデルは、視覚的に分かりやすいものとする。なお、グリッドサイズは、水平方向に 500～1,000m 程度、深度方向には深度に合わせて 10～100m 程度（最大深度 300m 程度）で、千葉県と協議により決定する。
- ・ 作成する対象期間は、2025 年から 2030 年（以下、「対象期間」という。）とする。
- ・ 解析対象となる帯水層ごとに、単位面積あたりの地下水賦存量を深度別に解析したものとする。
- ・ 水量に加え、水質（地下水に含まれる溶存化学物質や水温、地下水年代等）についても解析を行うこと。

②持続可能性調査の実施

揚水する地下水の集水範囲、涵養域等を考慮し、帯水層別の地下水揚水の持続可能性を検討するため、地下水流動解析を実地する。

ア 留意事項

- ・予測される気候変動等を考慮し、地下水利用の変化を踏まえ推定すること。

③既存井を活用した解析・検証

成田空港周辺地域における既存井（県の管理する観測井等）のうち1か所以上を選定し、観測器具により、4か月程度の間地下水の水位・水質等の変化を観測し、解析を行うことで上記①、②の解析・推定精度を検証し、高精度化を行う。

④地下水利用可能量のとりまとめ

上記①～③を踏まえ、調査対象地域において地盤沈下等の障害を起こすことなく取水できる「地下水利用可能量」を推定し、調査対象地域内の地下水系ごとに図表を用いて結果を取りまとめるとともに、3次元モデルを作成する。

ア 留意事項

- ・本業務の対象とする既存井（以下「対象井」という。）は、契約締結後に千葉県が提示する本業務で活用可能な既存井から、千葉県と協議により選定する。
- ・受託者は対象井を活用した観測が完了した後、速やかに、対象井の原状回復を行う。

（２）国際的な産業拠点の形成に向けた検討

上記（１）を踏まえ、産業用の水として地下水の活用を想定した場合における、企業集積を図ることが適当なエリアや本県が集積を目指す産業分野（精密機器、健康医療等）に適しているかについて整理・検討の上、提言を行う。

その際、地下水活用に伴うリスク評価（例：企業誘致に伴う揚水が周辺地域の生活用水や農業用水に与える影響や風評被害等、地盤沈下以外に考慮すべき事項を列举し、対策を提言する）についても記載内容に含むものとする。

（３）情報提供に向けた資料作成

上記（１）（２）を踏まえ、企業や県民に向けて、調査結果を情報提供する際の広報資料素材を作成する。

ア 留意事項

- ・降水による涵養量、上流域からの表流量、上流域からの地下水流動量、地域の地下水賦存量などを視覚的に分かりやすくモデル化すること。

- ・上記のほか、広報資料に含めることが望ましい事項について、分かりやすく作成すること。

(4) 報告書等の作成

① 中間報告

受託者は、報告期限までに調査結果について中間整理を行い、千葉県に報告するものとする。

報告先 千葉県総合企画部成田空港政策課

報告期限 令和7年9月1日(月)

② 成果物の提出

受託者は、本業務が完了したときは、成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。成果物は電子データにより提出する。

なお、成果物の取りまとめにあたっては、3次元モデル提出にあたってのデータ形式等を含め、千葉県と十分な協議を行う。

提出先 千葉県総合企画部成田空港政策課

提出期限 令和8年3月25日(水)

5 その他

(1) 業務計画書作成

受託者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し提出する。

業務計画書には、業務概要、実施方針、実施工程、組織計画、打合せ計画、成果品、個人情報・行政情報流出防止対策等について記載するものとする。

提出された業務計画書をもとに、千葉県と協議し、本業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。

(2) 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、千葉県と受託者は常に密接な連絡をとり、概ね2週間ごとに進捗を協議し、業務の方針等の決定にあたっては、千葉県と協議により決定するものとする。その内容については、その都度受託者が打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

また、受託者は、千葉県から求めがあった場合は、随時作業報告や委託内容に関する資料の提出を行う。

(3) 成果物の瑕疵

成果品に瑕疵があり、不具合が生じたときは、受託者は自らの負担において、その不具合を補修しなければならない。その瑕疵についての担保期間は、成果品引渡しの日から6箇月間とする。

(４) 権利・二次利用等

この契約により作成される成果物及びその他の権利については、著作権法（昭和４５年法律４８号）第２１条、第２３条、第２６条の２、第２６条の３、第２７条、第２８条に規定する権利を千葉県に無償で譲渡するものとする。（受託者は、著作権法第１８条及び第１９条に規定する権利については、千葉県から書面による同意を得なければ行使することができないものとする。）

千葉県は、著作権法第２０条第２項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改編を行うことができるものとする。

(５) 情報の取り扱い

受託者は、この契約に基づく業務を実施するために、県から提供された資料等、あるいは県に引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、県の承諾なく複写及び複製してはならない。

また、委託業務終了後は速やかに県に返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。

(６) 再委託の禁止

委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により県の承諾を得たときはこの限りでない。

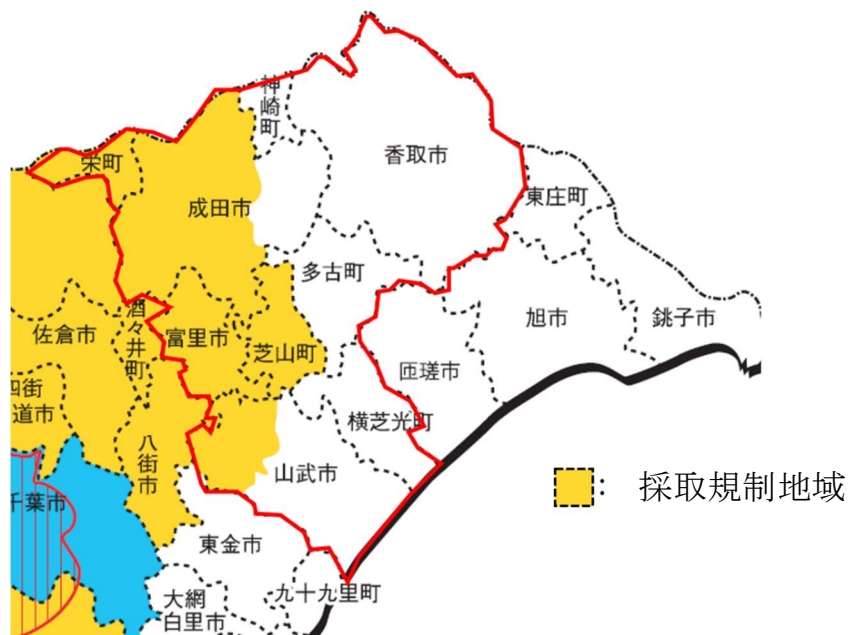
(７) 契約の確定

本件契約は、令和７年度歳入歳出予算が令和７年３月３１日までに千葉県議会で可決された場合において、令和７年４月１日に確定させる。

以上

調査対象地域

別添



上記赤枠内の市町のうち、採取規制地域を除く地域を対象とする